

◆誰もが未来を描けるまち 瑞穂◆ 瑞穂市第2次総合計画

【概要版】

～選ばれるまちをめざして～

ごあいさつ

少子高齢化の進行、地方分権の進展、社会経済活動の広域化など、私たちを取り巻く社会情勢や環境が大きく変化するなか、自治の在り方や行政の役割などについても、今まさに大きな転換期を迎えています。

第2次総合計画では、新たなまちの将来像として“誰もが未来を描けるまち 瑞穂”を掲げました。この将来像の実現に向け、まちの資源や人を活かした魅力あるまちづくりを実現し、瑞穂市の魅力を高めていくことで、“選ばれるまち 瑞穂”を市民の皆様にも実感していただけるものと考えております。



瑞穂市長

棚橋敏明

●第2次総合計画について

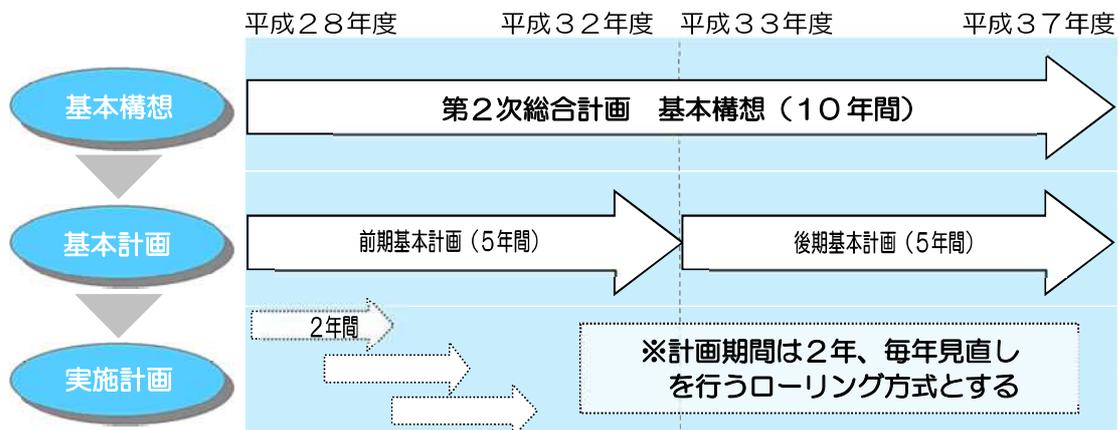
本市では、平成18（2006）年度を初年度とし平成27（2015）年度を目標年次とする「瑞穂市第1次総合計画」において、「市民参加・協働のまちづくり」を将来像に掲げ、市民参画と市民協働によるまちづくりを推進してきました。

この間、我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、東日本大震災等の自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まり等により、大きく変化しています。

また、地方分権の進展、参画と協働によるまちづくりへの関心等、本市を取り巻く状況も大きく変化しており、こうした変化に柔軟に対応し、バランスのとれた行政運営が必要となっています。本市の地域特性や資源を最大限に活かしながら、次代を担う市民の参画を更に進め、行政と協働・連携して各種の政策課題を解決するための方策を探り、引き続き住みよいまちづくりを進めることを目的とし「瑞穂市第2次総合計画」を策定しました。

●計画の構成と期間

第2次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。



●まちづくりの課題

本市の現状、市民意向調査（アンケート）の結果などをふまえた、第2次総合計画として認識すべき課題のポイントは次のとおりです。

- 安全・安心なまちづくり(治水・防災・防犯)への対応
- 高齡化への対応
- 住み続けられるまちづくりへの対応
- 地域コミュニティの強化
- 人口減少への対応
- 持続する行財政運営への対応

基本構想

●将来の指標

本計画の目標人口としては、推計による値を上回るよう、一層のまちづくりの充実を目指すものとして、平成37（2025）年で55,000人とします。

●目標人口：**55,000**人

●まちの将来像

本市が目指す将来像として「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」を掲げ、子どもや若い世代、地域や産業を育成する「育」、生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」、誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源や人を活かす「活」の4つの基本視点にたった魅力あるまちづくりを進めていきます。

育

子ども・地域・産業を育む



住

良好な住環境を維持・向上する



誰もが未来を描けるまち 瑞穂

安

安全・安心な暮らしを守る



活

まちの資源や人を活かす

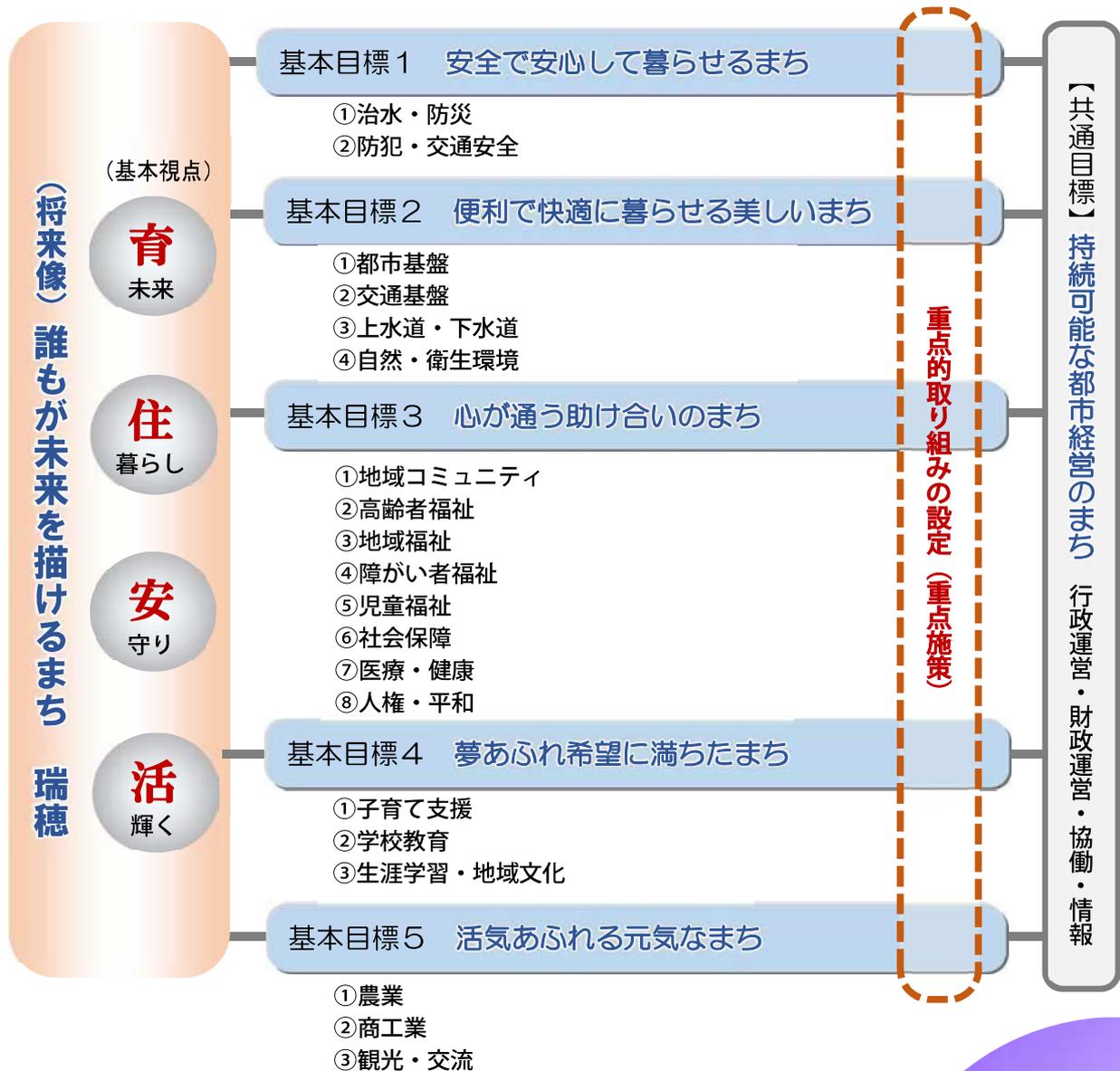


基本計画

●分野別まちづくり計画

まちの将来像の実現と基本視点にたったまちづくりを推進するため、各分野の取り組みの基本的な方向を示す基本目標と、各基本目標の実現のために必要な事項（計画推進目標）を設定します。

また、基本目標に定める分野ごとの取り組みに、まちづくり課題の解決に資する、重点的な取り組みを抽出し、「重点施策」として設定します。



分野別まちづくり計画（一覧）

基本目標1

安全で安心して暮らせるまち

1 治水・防災

- (1) 防災体制の充実
- (2) 地域防災力と防災意識の向上
- (3) 消防団員の確保
- (4) 治水事業の推進
- (5) 災害に強い住環境の整備

2 防犯・交通安全

- (1) 防犯・交通安全教育
- (2) 防犯環境の充実
- (3) 青バト活動の規模拡大
- (4) 自転車盗難防止
- (5) 交通安全施設等の設置
- (6) 消費者行政の推進

基本目標2

便利で快適に暮らせる美しいまち

1 都市基盤

- (1) 市全体の総合的かつ計画的な土地利用計画の推進
- (2) 駅周辺の活性化
- (3) 集いの場整備
- (4) 住宅地等の整備
- (5) 空家等対策の推進
- (6) 景観計画の策定・推進

2 交通基盤

- (1) 道路ネットワーク網の整備
- (2) 公共交通の利便性向上
- (3) 市内幹線道路・生活道路の整備

3 上水道・下水道

- (1) 水道水の安定供給
- (2) 上水道基幹・幹線管路網更新整備
- (3) 老朽配水管、配水地の耐震化
- (4) 災害用給水装置の確保
- (5) 汚水処理施設の整備
- (6) 下水道施設の維持管理

4 自然・衛生環境

- (1) 収集・回収拠点の充実
- (2) 不法投棄等の防止
- (3) 生活に身近な環境の美化

基本目標3

心が通じ助け合いのまち

1 地域コミュニティ

- (1) 自治会加入促進
- (2) 校区自治会連合会組織の設立等支援
- (3) 地域の多様な世代間の交流促進

2 高齢者福祉

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 高齢者の健康・生きがいづくり
- (3) 認知症対策の推進
- (4) 介護予防

3 地域福祉

- (1) 地域で尊重し、支え合う意識づくりと担い手づくり
- (2) 見守り体制の強化
- (3) 福祉サービスが利用しやすいしくみづくり
- (4) 安心して暮らせる地域づくり

4 障がい者福祉

- (1) 暮らしの基盤づくり
- (2) 自立と社会参加の基盤づくり
- (3) 障がい者にやさしいまちづくり

5 児童福祉

- (1) 児童福祉の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 「助け合い」の理念に基づく地域社会の形成
- (4) ひとり親家庭への支援の充実

6 社会保障

- (1) 生活困窮者自立支援施策の充実
- (2) セーフティネット機能の維持
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正な運営
- (4) 福祉医療費助成制度の充実
- (5) 介護保険の適正な運営

7 医療・健康

- (1) 生活習慣病予防対策の推進
- (2) 健(検)診体制の充実と医療費適正化の推進
- (3) 地域医療体制の充実
- (4) 地域における健康づくり活動の推進

8 人権・平和

- (1) 基本的人権を尊重し支え合う意識づくりと担い手づくり
- (2) 相談体制の充実
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 障がい者にやさしいまちづくり（再掲）
- (5) 多文化共生
- (6) すべての子どもの健全育成
- (7) 児童福祉・子育て支援の充実（再掲）
- (8) 男女共同参画の推進
- (9) 非核・平和都市宣言
- (10) 遺族援護

1 子育て支援

- (1) 預かり施設の拡充、体制整備
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 子どもの居場所づくり

2 学校教育

- (1) 安全・安心な学校づくりの推進
- (2) 特色ある学校づくりの推進
- (3) 確かな学力の定着を図る教育の推進
- (4) グローバル化対応教育の推進
- (5) 教職員の指導力向上の取組の充実
- (6) 安全・安心で快適な教育環境の整備
- (7) 学校施設の長寿命化

3 生涯学習・地域文化

- (1) 生涯にわたる学習活動の推進
- (2) 地域内の交流促進
- (3) 瑞穂市の歴史・文化を活かしたまちづくり
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 生涯学習施設の維持管理・活用

1 農業

- (1) 特色ある「瑞穂農業」の促進
- (2) 農地の再編・活用・適正保全
- (3) 農業後継者の育成支援

2 商工業

- (1) 穂積駅周辺地域の商業活性化
- (2) 幹線道路沿道の商業機能強化
- (3) 企業誘致の促進
- (4) 民間企業との協働型事業

3 観光・交流

- (1) 新たな賑わいの創出
- (2) 地域資源のブランド創出・魅力向上
- (3) 既存イベントの充実

1 行政運営

- (1) 総合計画の進行管理
- (2) 行政評価の充実と推進
- (3) 組織体制の強化と人材育成
- (4) 公共施設等の適正管理
- (5) 広域行政の推進

2 財政運営

- (1) 計画的な財政運営
- (2) 適正な受益者負担と公有財産の管理
- (3) 歳入の確保
- (4) 新地方公会計制度の導入・推進

3 協働

- (1) 魅力ある情報発信
- (2) 市民の参加・参画機会の充実
- (3) まちづくりの担い手育成

4 情報

- (1) 行政サービスの情報化推進
- (2) 情報セキュリティ体制の強化

共通目標
持続可能な都市経営のまち

基本目標4
夢あふれる希望に満ちたまち

基本目標の
活あふれる元気なまち

重点施策

基本目標に定める分野ごとの取り組み課題の重要度を認識し、今後その解決に向けて分野の取り組みをリードしていく施策を「重点施策」として位置づけます。重点施策は、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける施策・事業とも連動します。(※下表中の【創】表示)

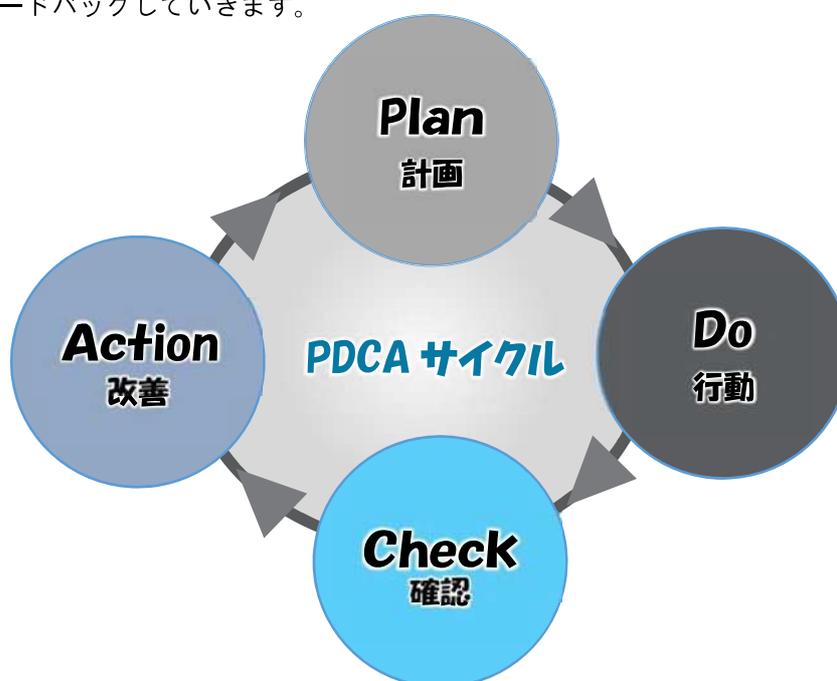
分野	施策	主な事業・概要
治水・防災	消防団員の確保	団員確保対策(PR事業等)の実施【創】
	災害に強い住環境の整備	建築物等耐震化促進事業
都市基盤	駅周辺の活性化	JR穂積駅周辺整備事業【創】 駅前商店街活性化事業【創】
上水道・下水道	汚水処理施設の整備	公共下水道事業
高齢者福祉	地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム構築事業【創】 介護人材育成促進事業【創】
医療・健康	健(検)診体制の充実と医療費適正化の推進	若年健康診査事業【創】
子育て支援	子ども預かり施設の拡充、体制整備	子ども預かり施設の拡充、体制整備事業 潜在保育士就業促進事業【創】
学校教育	安全・安心な学校づくりの推進	いじめ根絶等人権教育の推進事業
	確かな学力の定着を図る教育の推進	学力向上推進事業
	グローバル化対応教育の推進	ICT教育推進事業【創】
	教職員の指導力向上の取組の充実	教員研修事業
農業	特色ある「瑞穂農業」の促進	(仮)PRサイト構築事業【創】 (仮)瑞穂ブランド創出事業【創】
商工業	穂積駅周辺地域の商業活性化	(仮)空家・空店舗等活用促進事業【創】
観光・交流	新たな賑わいの創出	民間施設(ボウリング場)を活用した地域活性化拠点創出事業【創】
	地域資源のブランド創出・魅力向上	(仮)地域ブランド戦略推進事業【創】 (仮)瑞穂ブランドに関する情報発信事業【創】
行政運営	総合計画の進行管理	瑞穂市第2次総合計画推進事業
	行政評価の充実と推進	行政評価推進事業
	組織体制の強化と人材育成	職員育成計画推進事業
	公共施設等の適正管理	公共施設等総合管理計画推進事業
	広域行政の推進	広域連携推進事業
財政運営	計画的な財政運営	中期財政計画
	適正な受益者負担と公有財産の管理	費用負担適正化事業
	歳入の確保	ふるさと納税の推進
	新地方公会計制度の導入・推進	新地方公会計制度の導入
協働	魅力ある情報発信	情報発信充実事業
	市民の参加・参画機会の充実	まちづくり推進事業
	まちづくりの担い手育成	まちづくり推進事業
情報	行政サービスの情報化推進	行政サービス情報化推進事業
	情報セキュリティ体制の強化	情報セキュリティ対策事業

● 総合計画の推進に向けて

適切な計画の進行管理と多様な「協働」を進めるとともに、必要な財源の確保に努めていきます。

PDCAサイクルに基づく進行管理

より効果の高い施策・事業の展開を図るため、施策・事業の評価(Check)と施策・事業の見直し(Action)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について新設、拡充、縮小、廃止等の見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックしていきます。



協働と自立によるまちづくりの浸透と実践

市民（及び団体、企業、他）と行政とがそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組む必要があります。

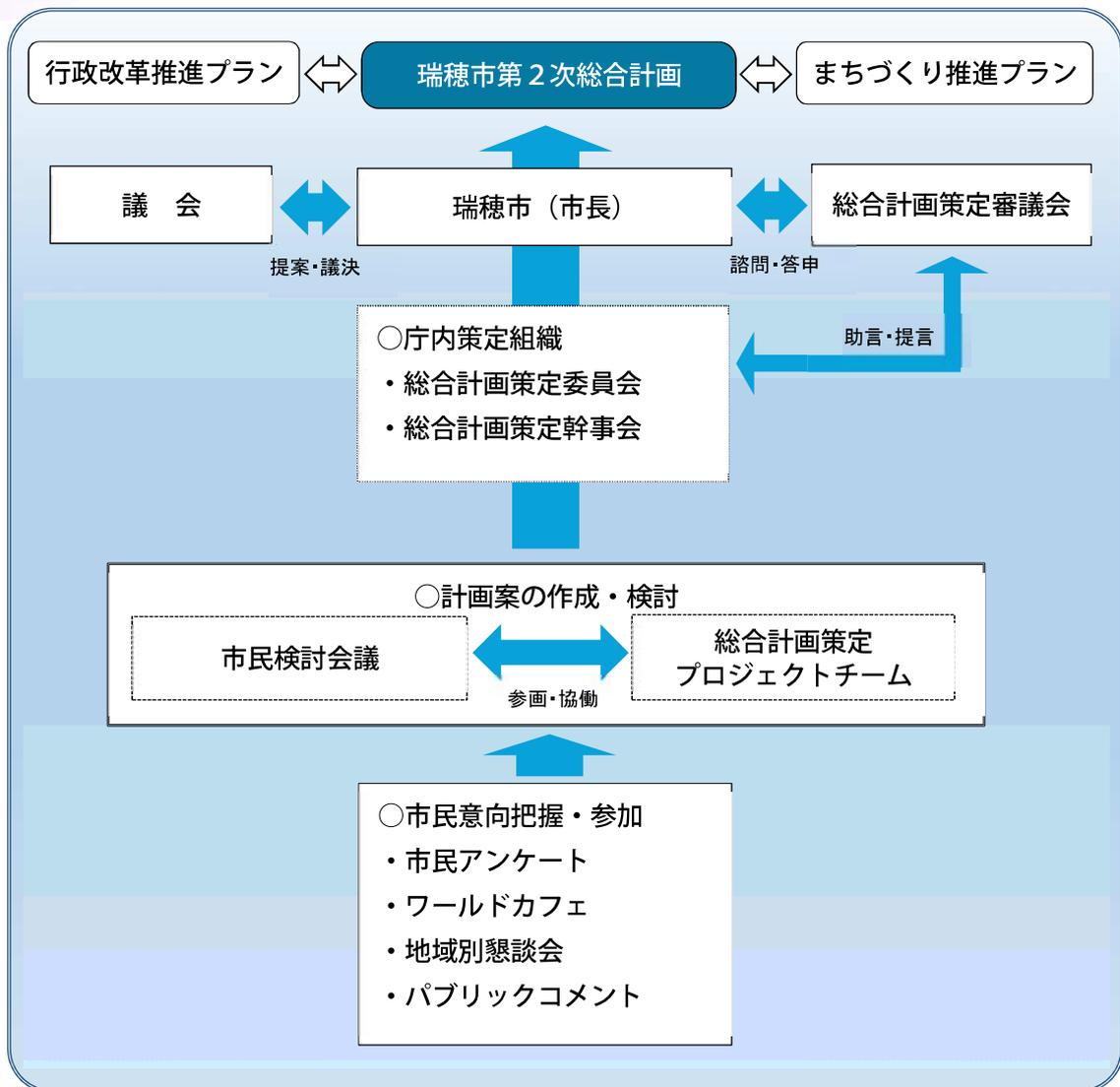
行政経営の観点からの市政運営推進

行政においても、民間企業経営の観点で、何のために行うのかというビジョン設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に活かし、市政の持続的な発展に配慮します。

計画策定体制

第2次総合計画は、総合計画策定プロジェクトチーム及び市民検討会議を中心に案の作成・検討を行い、市民意向の把握や意見・提言を求めたのち、庁内検討組織による計画事項の決定、総合計画策定審議会をはじめとする審議を経て作成しました。

また、計画を進めていくために、平行してつくられた行政改革推進プラン(平成27年10月)、まちづくり推進プラン(平成27年10月)とも連携していきます。



瑞穂市第2次総合計画【概要版】

平成28年3月

瑞穂市 企画部 企画財政課

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288

TEL : 058-327-4128 FAX : 058-327-4103

●現状・課題

- 個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域における課題はますます複雑、多様化するなか、これからのまちづくりは、様々な知識や技術、アイデア等を持つまちづくりの主体（市民、議会、行政）がそれぞれの役割と責任を担いつつ、積極的、継続的に活躍することができる場を広げ、連携・協力してまちづくりの取り組みを進めていくことが一層重要になります。
- 平成23年に制定した「瑞穂市まちづくり基本条例」では、市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたくなるまちづくりの実現を目指しています。
- より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる誰もが住みたくなるまちづくりに向けた取り組みを進めていくためには、当市で暮らす人々が、思いや目標を共有することが重要です。また、年齢や性別を問わず、多くの市民がそれぞれが持つ知識や技術、経験を活かし、地域の一員として様々な分野において活躍できる環境を整えるとともに、市民と行政の連携を進めることができる資質を備えた職員の養成が必要になります。
- 若者や子育て世代、本市の将来を担う子どもたちや豊富な経験を持つ高齢者、市民生活を支える民間企業や市民活動で活躍するNPO等、様々な世代や立場の市民と「対話」の機会を設け、得られた意見やアイデアを有効に活用しながら、市民と連携したまちづくりを進める必要があります。
- 自治会加入率の低下による地域の連帯感の希薄化や、市政イベントへの若者の参加率の低調傾向は、まちの将来に大きく影響を与えるものと考えられ、未来を担う子どもや若い世代が様々な分野のまちづくりに関わっていく意識醸成やまちづくり活動に関わる機会を増やしていくことが求められます。
- ICT技術の進化により、若い世代にとっての身近な生活便利ツールとして情報機器が広く普及し、これまでの広報誌、ホームページ等の情報提供媒体以外にも様々な情報伝達手法が増えているため、市民がより身近にまちづくりに関する情報を入手できる環境整備を進める取り組みが求められます。
- 市民、自治会、コミュニティ、NPO、ボランティア、事業者、行政等の相互連携を図り、市民の地域やNPO活動への自主的な参加を促進するための適切な支援を行う等、市民が活動しやすい環境を整えることにより、市民活動の活性化を図る必要があります。更に、本市としては、NPOや団体が公共サービスの担い手として自主性や自律性を確立し、自らの社会的信用度を高められるような支援する必要があります。

●目指すべきまちの姿

- 市民（特に若い世代）参加・参画する機会が充実し、自主的にまちづくりに参加・参画するまちになっています。
- 市民（すべての主体）と行政がお互いの立場を尊重、信頼し、協力するまちになっています。

●施策の内容	<主な事業>
<p>(1) 魅力ある情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の市政への関心を高めるため、まちづくりや市政に関する情報を積極的に提供する等、市民に伝えるべき情報と市民が欲しい情報とのバランスに留意しつつ、新たな情報提供手段による発信機会を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信充実事業（広報みずほ、ホームページ等による情報提供の充実、情報発信に関するガイドライン策定事業）
<p>(2) 市民の参加・参画機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の積極的な参加・参画を促し、市民のアイデアや意見の反映を促進します。 ・市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わっていくためのステップアップの仕組みや参加・参画の新たな手法により、若い世代でも参加しやすい環境を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり推進事業（ガイドライン策定、市民ワークショップ、ワールドカフェ等の開催）
<p>(3) まちづくりの担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために自らができることを考え、活動することができるような啓発活動を実施します。 ・行政組織として（仮称）協働推進課を設置し、まちづくりに関するセミナーの開催や研修等の事業を実施し、協働への意識向上を図ります。 ・まちづくりの担い手と連携を進める職員に対し、まちづくり基本条例に関する研修等を実施し協働への意識改革や能力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり推進事業（まちづくり活動組織の育成、まちづくり人材バンク、まちづくり人材養成講座） ○（仮称）協働推進課の設置

●目標指標	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
広報、ホームページの情報満足度 （「満足している」と答えた人の割合）	%	—	20	30
若い世代(40歳以下)の市政への参加・参画割合 (審議会・ワークショップ等)	%	—	15	25
まちづくり人材バンク登録者	人	—	150	300

●関連計画
瑞穂市まちづくり基本条例